

中小企業の倒産と保証人責任および個人倒産制度との比較（事例研究）

中国における中小企業の倒産とその経営者の連帯保証責任について

中国 任一民（Ren Yimin）、许胜峰（Xu Shengfeng）*

A社は自動車用の天然ガス貯蔵タンクを製造・販売する中堅企業である。

2015年5月1日、A社はK銀行から3億ウォンの貸付（以下「K貸付」という）を受けた。K貸付の期間は10年、年利は3%であり、かつ全額返済が完了するまでに毎月の初日に利息を支払う必要がある。

A社は、3月15日、L銀行から2億ウォンの追加貸付（以下「L貸付」という）を受けた。L貸付の期間は8年、年利は4%であり、かつ毎月15日に利息を払う必要があり、満期日に全額を返済しなければならない。なお、韓国信用保証基金（KODIT）はL貸付に対して信用保証を提供した。

BはA社の代表取締役（CEO）であり、K貸付、及び、KODITからA社に対する求償権について連帯保証を提供した。

A社は2021年9月までK銀行とL銀行に対して約定通りに利息を支払っていたが、2021年10月より利息の滞納が始まった。そのため、KODITは信用保証契約に基づきL銀行に対して直ちにL貸付を返済した。

A社は、2022年1月5日、裁判所に対して、更生手続（rehabilitation proceeding）開始の申立書を提出した。裁判所は、2022年1月7日、A社に関する全面凍結命令および資産保全命令を出し、2022年1月15日、A社の更生手続を開始した。また、裁判所は、BをA社の管財人（receiver）に任命した。

裁判所が任命したA社の管財人として、Bは、2022年5月6日、全ての金融機関債務（KO

* 任一民（浙江京衡弁護士事務所、パートナー）（個人倒産の前の部分執筆）；许胜峰（中倫弁護士事務所〔深圳〕、パートナー）（個人倒産部分執筆）。翻訳：席修拳（早稲田大学法学研究科博士課程）

DITに対する債務を含む) について、50%の債務を現金で分割返済し(2022年12月31日から10年以内に年均等額を、毎年12月31日に分割して返済する)、30%の債務を株式に転換し(更生計画が認可された日より効力発生)、残りの20%の債務を免除することを定めた更生計画を提出した。その後、利害関係者による会議を経た後に、裁判所は、2022年6月15日、更生計画を認可した。

[質問1]貴国には、大企業の倒産手続とは別に、中小企業の倒産手続(更生又は倒産)に適用される特別の法規又は司法実務(例えば中小企業の特性に該当する迅速な手続又は具体的な制度)が存在しているか。

回答: 中国では現在において中小企業の倒産手続に単独で適用される特別な法令が存在せず、「企業倒産法」及びその司法解釈の規定を統一的に適用している。近年、中小企業の倒産件数が少しずつ増加すると共に、苦境にある中小企業の倒産又は救済は特別に取り扱うべきであるとする理念が徐々に確立されており、司法実務においても、案件処理のプロセスを加速するための流れの簡素化、及び、苦境にある中小企業の救済成功率の向上を目的として、既に中小企業の倒産に適用される特別の規則が模索されている。

例えば、2018年3月に、**最高人民法院は「全国法院による倒産裁判業務に関する会議議事録」¹を公布し、「倒産案件審理の繁簡分流(複雑な案件と簡易な案件の審理を分けること)に関するメカニズムを構築する。人民法院は、倒産案件の審理において、裁判の効率性を向上すべきであり、利害関係者の手続的・実体的権利を損なわないことを確保する前提の下に、倒産案件審理の繁簡分流に関するメカニズムを構築する。また、債権債務関係が明確で、債務者の財産状況もはっきりした倒産案件については、手続期間の短縮、流れの簡素化等の方法により案件審理のプロセスを加速することができる。ただ、法律が定める最短期間を超えてはならない。」と規定している。また、2019年7月に、**国家発展改革委員会などの13部門は共同で「市場主体の退出制度の整備を加速する改革案」²を公布し、その中で「簡易な審****

¹ 中国語で「全国法院破产审判工作会议纪要」という。<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-83802.html>

² 中国語で「加快完善市场主体退出制度改革方案」という。<http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/16/>

理手続を確立し、倒産案件の繁簡分流を実行する。」と明確に規定した。そして、「企業倒産法」が定める原則と枠組みの下で、上記の指導意見を結合し、重慶、山東、浙江、武漢、蘇州等の各地の法院は次々に倒産案件の迅速審理メカニズム、すなわち簡易な審理手続を構築した。中小企業が倒産した場合、往々にしてその債権債務関係が単純で、財産状況も比較的明確であり、資産の総価値が高くない又は債権者数が比較的少ない等の事情により、前述の簡易な審理手続を適用することができる。

上記の簡易な審理制度が中小企業の倒産手続に関する規定に適用できるほか、**最高人民法院も関連文書を専門的に公布して中小零細企業の発展に助力している。**2022年1月に、**最高人民法院は「最高人民法院による司法機能の役割を十分に発揮させ、中小零細企業の発展に助力する指導意見」³**を公布し、中小零細企業の発展問題について、人民法院の司法機能の役割を更に発揮するよう求めた。当該指導意見の第16号では、「救済価値のある中小零細企業を科学的に選別し、法により保護する。コロナ等の影響で全ての債務を返済できないが救済価値のある中小零細企業について、その債権者が倒産を申し立てた場合に、債務再編や資産の再構築などの方法で当事者が裁判外の和解を行うように積極的に誘導し、企業が難局を乗り越えるのを支援する。また、既に倒産手続に入ったものの、救済価値のある中小零細企業については、企業倒産更生や和解などの手続を通じるように誘導し、企業の債務危機を全面的に解決し、相応の債権を公平かつ秩序があるように返済し、企業を再生させる。」と規定されている。

上記のような背景のもとで、一部の地方裁判所も中小企業の倒産手続に適用される関連文書を特に出し、中小企業の救済や再生のために司法による保障を提供している。

2022年4月、北京倒産法廷は「中小零細企業の迅速な更生に関する仕事弁法（試行）」⁴を公布した。当該規定は、中小零細企業の更生を簡便にするため、次の特別な措置を設けて

content_5410058.htm

³ 中国語で「最高人民法院关于充分发挥司法职能作用助力中小微企业发展的指导意见」という。http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-341891.html

⁴ 中国語で「中小微企业快速重整工作办法（试行）」という。http://www.yunqingsuan.com/news/detail/106680

いる。(1)中小零細企業更生の適用条件、適用規則及び適用基準を明確にし、専精特新⁵など中小零細企業の更生価値の推定原則を明確にした。(2)更生手続のコストを削減し、かつ更生手続の効率性を向上するように、更生案件手続の一部を簡素化し、更生の手続期間を調整した。(3)債務者が一定の条件を満たす場合には、債務者による自己管理を原則とすることを確定し、出資者が新たな価値を投入又は貢献するにあたり、元の出資者の権益の一部又は全部を留保できることを許可した。(4) 保証人及び関連債権者の同意を得た後に、企業の出資者、実質的支配者等の関係者及びその家族が企業の債務に保証を提供した場合に、更生計画案に記載される債権調整及び弁済を受ける案において、関係者の保証債務の弁済についての規定を設けることができると定めている。

2022年7月に、広州市中級人民法院は「**広州市中級人民法院による倒産裁判の機能の役割を發揮し、中小零細企業の救済と退出に助力し、ビジネス環境の最適化に関する実施意見**」⁶を公布し、中小零細企業の倒産案件の処理を加速して推進することについて関連規定を定めた。

2022年7月に、西安市中級人民法院は「**中小零細企業の迅速な更生に関する実施弁法**」⁷を公布し、中小零細企業の更生時における出資者の権益の留保と保証人による保証責任の負担等の点について、北京倒産法廷の議事録文書と類似する規定を設けた。

⁵ 専精特新とは、専門化・精密化・特徴化・斬新化という4つの優れた特徴を備えている企業を指す。

⁶ 中国語で「**广州市中级人民法院关于发挥破产审判职能作用，助力中小微企业救治和退出，优化营商环境的实施意见**」という。<https://www.gzcourt.gov.cn/xwzx/xwxc/2022/07/29145256762.html>

⁷ 中国語で「**中小微企业快速重整实施办法**」という。

[質問2]大企業が更生手続を申し立てることと比べて、中小企業が更生手続を行う場合に、調査委員⁸の任命と職権に違いはあるか。

回答：中国における現在の管財人制度の規則設定及び実践面において、中小企業の倒産更生手続における管財人の任命及び職権は、大企業の倒産更生手続における管財人の任命及び職権と実質的な区別はない。中小企業の更生について、債務者が自己管理を行うことを確定した場合に、法院が指定した管財人は債務者の自己管理について監督を行い、仮に債務者に詐欺、不誠実、又は経営管理上の不法行為が存在した場合、監督と調査の主体はなお管財人である。中国の企業更生手続においては法院が任命する調査委員という役割は存在しない。

[質問3]保証責任は主たる債務者の責任に従うとの規則について、貴国には中小企業が更生手続又は倒産手続を開始する際に、例外的な状況が生じる可能性はあるか⁹。

回答：保証債務は従属性を有し、我が国の「企業倒産法」と「民法典」の関連規定に基づき、利息付の債権は倒産申立ての受理時から利息の計上が停止され、保証債務は人民法院が倒産受理を裁定した日より利息の計上を停止され、債務者の倒産は債権者から保証人に対して保証責任を主張することに影響を与えない。既存の規則の下では、保証債務は、主たる債務の範囲に従い、かつ主たる債務の範囲を超えないものであり、保証人が主たる債務者の債務に対して保証責任を負うことは、前述の利息停止に関する計算ルールを除き、債務者が倒産手続に入ることにより軽減されたり、免除されたりすることはない。

2019年7月に、国家発展改革委員会などの13部門は共同で「市場主体の退出制度の整備を

⁸ 外国には債務者が自己管理を行う際に、債務者に詐欺、不誠実又は経営管理上の不法行為が存在した場合には不誠実又は経営管理上の不法行為が存在した場合には、裁判所は、債務者の内部人員又は支配者の不法行為を調査する責任を負う調査委員を任命して、事件に介入する権限を有する。当該問題は、具体的には、倒産手続において、中小企業の調査委員の任命や職権の決定は、大企業の調査委員の任命や職権の決定と違いがあるかという問題であると解釈することができる。

⁹ 当該質問は、具体的には、保証人が主たる債務者の債務に保証責任を負うという基本的な規則は、中小企業による更生手続又は倒産手続の開始により、例外的な状況が生じる可能性があるか（中小企業の更生により保証責任が軽減されるなど）という問題であると解釈することができる。

加速する改革案」を公布し、その中で「個人倒産制度の確立を研究し、企業の倒産による自然人の連帯保証責任に関する債務問題を重点的に解決する。自然人が保証等の原因により負担した経営活動に関連する債務は、法により合理的に免責することができる」と明確に指摘した。これに鑑み、司法の実務において、一部の法院は中小企業の革新的発展を支援し、苦境にある企業の救済力を強化し、企業と個人が共同で困難を脱出することが実現できるように、相次いで個人債務の集中的整理に関する規定を公布した。ただ、これらの個人債務の集中整理に関する規則は、中小企業の出資者、実質的な支配者及びその家族のメンバーが、企業の経営負債に保証を提供する保証責任免除の問題を実際に解決することは難しいといえる。

実務において、具体的な事例の模索も存在しており、債権者と和解に達成する又は投資者が債権買取を実施するなどの方法を通じて、企業の出資者、実質的な支配者及びその家族のメンバーの保証責任を部分的に減免した事例がある。ただ、全体的に言うと、制度の供給が不足であるため、多数決の仕組みについて比較的に大きな論争があり、全体一致で可決するのは難しすぎるため、実際に経営者の保証責任を減免する事例は少ない。

また、北京倒産法院と西安中級人民法院が公布した中小零細企業の更生に関する規則について、経営者の保証責任の減免は債権者の全体一致が必要であるか、それとも多数決でその効力を確認できるかという点は議論の余地がある。

[質問4]取締役（CEO）が中小企業の債務に対して連帯責任を負うことについて、貴国では取締役（CEO）の責任を軽減する議論はあるか。

回答：取締役が中小企業の債務に対して連帯責任を負う場合、かかる連帯責任を中小企業の更生において軽減できるか否かについて、王欣新、韓長印、金春、劉静、徐陽光、齊砺傑、王佐発、蔡嘉煒など多くの学者の論文において当該問題を検討し、且つ一部の論文がこれに対して突っ込んだ議論を展開している¹⁰。なお、最高人民法院の第二民事法廷も専門の課題

¹⁰ 王欣新「用市场经济的理念评价和指引个人破产法立法」『法律適用』2019年第11期。齊砺傑「个人破产的金融维度」『中国政法大学学報』2019年第4期。金春「个人破产立法与企业经营者保证责任问题研究」『南大法学』2020年第2期。劉静「个人更生类型程序的中国化路径」『經濟貿易法律評論』2020年第5期。王佐发「中小微企业危机救助的制度逻辑与法律建构」『中国政法大学学報』

グループを結成し、当該問題を研究しており、山東省東営市中級人民法院も具体的な案件の処理において実務的な模索を展開している¹¹。今年の5月20日に、北京外国語大学とロンドン大学クイーン・メアリー校が共同で主催した「中外個人倒産制度の立法と実践」の研究会で、私は実務界の代表として「中小企業とその経営者の更生との関係のインセンティブ」¹²というテーマで講演を行い、その中で中小企業の更生においてどのように取締役の保証責任を軽減するか、という問題に触れた。

[質問5]主たる債務者であるA社の更生計画が認可された際に、代表取締役であるBがK銀行及びKODITに対して負担する債務額はそれぞれいくらになるか。

回答：本件では、主たる債務者であるA社の更生計画が認可された際に、代表取締役であるBがK銀行及びKODITに対してそれぞれどの程度の債務を負っているかについて、中国法の文脈で当該質問を設定する場合に、回答が異なる可能性はある。その中では、倒産法上の評価、及び、民法典の保証制度の評価の両方が含まれている。

まず、代表取締役のBがK銀行に対して、どの程度の債務額を負うかとの問題を分析してみよう。A社の更生計画は現金の分割弁済、債務の株式化による弁済との2つの方式を採用し、かつ当該弁済には不足額が存在し、更生計画が確認された際には、50%の現金部分はまだ弁済されておらず、30%の債務は債務の株式化により直ちに効力が発生するものの、残りの20%の債務は免除されてしまう。ここで、まず確認しておくべきものは、K銀行がA社に対して有した債権の総額が元金3億ウォン、及び、延滞された3か月半の利息（2021年10月より倒産受理日までの利息）である。取締役Bが負担すべき保証責任の上限もこれに限定さ

2020年第6期。徐陽光、武詩敏「我国中小企业重整的司法困境与对策」『法律適用』2020年第15期。齊砥傑「小企业重整程序该如何嵌入中国的破产法律体系」『中国政法大学学报』2021年第4期。蔡嘉焯「破产法视野下的企业经营者保证：经济解释与立法进路」『中国政法大学学报』2021年第4期。韓長印「中小企业重整的法理阐释与制度重构」『中国法律评论』2021年第6期。

¹¹ 最高人民法院の第二民事法廷課題グループ「企业破产程序中经营者保证责任的处理」『法律適用』2022年第2期。

¹² 中国語で「中小企业及其经营者重整的联动激励」という。

れ、すなわち倒産受理日より利息の計上が停止される。A社の更生計画（重整計画）が発効する際に、K銀行は保証人である取締役Bに対して異なる権利行使の方法を選択することができ、取締役Bが最終的に負うべき責任に直接的な影響を及ぼすことになる。

第一に、A社の債務免除部分について、Bに対して債権を主張することができる。企業倒産法第92条第3項では、「債権者が債務者の保証人及びその他の連帯債務者に対して有する権利は、更生計画の影響を受けない」と規定されている。また、最高人民法院の「民法典保証制度司法解釈」の第23条第3項は、「債権者が債務者の倒産手続において全ての弁済を受けておらず、保証人に保証責任を引き続き負担するよう請求した場合に、人民法院は支持しなければならない」と定めている。K銀行がA社の更生計画を受け入れる場合に、A社に対して免除した20%の債権は、更生計画の影響を受けず、保証人である取締役Bに対して主張することが可能である。

第二に、更生計画により直接弁済が未だなされていない部分（債権額の70%）についてBに主張することができる。A社の更生計画の規定によれば、K銀行は債権者として更生計画が発効した後に、債務の株式化を通じて30%を直接に弁済を受けることができ、その他の50%は10年間の分割弁済で回収することができる。そのため、K銀行にとって、当該50%の債権は更生計画の発効によって弁済されたわけではなく、弁済方式と期限が明確にされたのみである。K銀行は、中国の現行法により、当該50%の部分と免除された20%の部分のいずれも保証人Bに対して主張することができる。

第三に、すべての債権についてBに対して主張することができる。最高人民法院の「民法典担保制度司法解釈」の第23条第1項は、「人民法院は債務者の倒産案件を受理し、債権者が倒産手続において債権を申告した後に人民法院にまた訴訟を提起して、保証人に対して保証責任の負担を請求した場合には、人民法院は法により支持する。」と規定している。K銀行は、A社の倒産手続が開始された後に、A社に対し債権を申告する同時に、Bに対しても債権の全額を主張することができる。

なお、取締役Bが更生計画の実行期間中においてすべての弁済責任を負担した場合に、BはK銀行に代わってA社に対して債権を有し、更生計画の規定に従って弁済を受けることができる。取締役Bが弁済責任を部分的に負う場合には、K銀行が100%を超える弁済を受けた

場合に限り、K銀行の超過弁済部分について権利を主張することができる。

そして、取締役BがKODITに対しどの程度の負債を負うかとの問題について分析してみよう。「民法典」第700条は、「保証人が保証責任を負担した後に、当事者に別段の約定がある場合を除き、その負担する保証責任の範囲内において債務者に対して求償する権利を有し、債権者の債務者に対する権利を有する。但し、債権者の利益を阻害してはならない」と定めている。同条の規定について、現在は2つの見解がある。第1の見解によれば、保証人が責任を負った後に債権の法定代位を構成することになる。このように解釈すれば、KODITが保証人として保証責任を負った後、債権の法定代位が発生し、KODITがL銀行のA社に対する債権を譲り受けたことに相当するため、KODITは元金2億ウォンと年利4%で利息を計算する方式で債権総額を確定し、A社と保証人である取締役Bに対し権利を主張する。第2の見解によれば、保証人が代償した後に債権の法定代位を構成せず、保証人が債権者に対して保証債務を履行した後に新たに生じた権利を有すると考えるものであり、これも最高人民法院が「民法典担保制度解釈」の第13条、第14条で採用した見解である。このように理解すれば、KODITは保証責任を負った後に、L銀行の債権が消滅し、KODITはその代償額に基づき主たる債務者A社と保証人である取締役Bに求償する。代償額がちょうど借入金の元金2億ウォン場合、KODITは、主たる債務者Aと取締役Bに対して求償できる債権額は2億ウォンに限られ、利息や代償後の損失を求償できるか否かは、具体的な約定の有無にかかっている。約定がある場合、その約定に従い、約定がなければ、損害賠償を請求することしかできない（通常は預金利率で計算し、代償行為の発生日より倒産受理日まで計算する）。

KODITがBに対して主張できる具体的な権利の範囲と方式については、前述のK銀行がBに対して選択的に行使できる権利と一致するため、ここで分析を省略する。

[質問6]貴国に個人に対する更生手続はあるか？もしあれば、手続開始及び更生計画の認可に関する法定要件について、会社の更生手続と個人の更生計画法人更生手続との間に、どのような違いはあるか。

回答提案：現在、中国の国家立法レベルでは個人に対する更生手続はまだ存在しておらず、

中国は今年から倒産法の改正手続を開始した。今回の倒産法の改正において、既存制度を改善するほかに、司法実践のニーズに応じて、いくつかの新たな倒産制度を確立する予定であり、その中で、個人倒産制度を追加する社会の声が比較的多い。それに対して、地方の立法及び司法実務においては、すでに個人倒産制度の模索と実践が存在している。2020年8月26日に、深セン市人民代表大会常務委員会は「深セン経済特区個人倒産条例」¹³を可決した。これは中国で初めての個人倒産立法の試みであり、中国の倒産分野において極めて改革的な意義がある「氷を割る行為」¹⁴であるといえる。当該条例は2021年3月1日に実施されて以来、深セン法院はすでに個人倒産の更生、和解、清算、法廷外の和解制度などの方式を通じて多くの個人倒産案件を審理しており、全国の立法、司法のために生きた経験を蓄積している。このほか、浙江省、江蘇省、山東省、四川省などの人民法院は個人債務の整理業務を積極的に展開しており、最高人民法院も我が国の個人倒産制度の確立を引き続き積極的に推進しており、個人倒産制度が地方での試行から国家レベルの立法になることは徐々に実現されることになる。

「深セン経済特区個人倒産条例」の全文は13章173条であり、個人倒産制度の適用対象、3つの基本手続（清算、更生、和解手続）、債務者の行為制限、財産の免除、免責考察、倒産詐欺処理及び倒産事務管理などの重要な内容を全面的に規定しており、企業倒産法と異なる倒産裁判権と倒産事務権との分離改革、債務者の行為制限及び免責考察、法廷外和解制度、倒産情報の登記と公開、倒産詐欺防止等の保障メカニズムを構築した。2021年3月1日に、「深セン経済特区個人倒産条例」が正式に実施され、深セン法院は全国で本当の意味がある個人倒産裁判業務を開始し、1年余りの実践を経て、更生、和解、清算、和解依頼に関する初めての案件を次々と結審し、個人倒産制度の全面的な活性化・適用を実現した。公開情報によると、2022年2月28日までに「深セン経済特区個人倒産条例」が施行されてから満1年が経過し、法院は個人倒産申請1,031件、面談指導の申請者594人、開始された個人倒産申請審査74件、倒産案件31件、そのうち倒産清算6件、更生20件、和解5件を受理した。

個人更生手続と会社更生手続の開始、及び、計画認可の法定要件との間の違いについて、

¹³ 中国語で「深圳经济特区个人破产条例」という。

¹⁴ 中国語で「破冰之举」という。

「深セン経済特区個人倒産条例」の規定を結合し、以下の通り説明する。

更生手続の開始の観点からについては、「深セン経済特区個人倒産条例」と「企業倒産法」の規定は次のような違いがある。

(1)申請主体に違いがある。「深セン経済特区個人倒産条例」は、債務者が自発的に更生を申請する場合、又は債権者が倒産清算を申し立てることが受理された後に、債務者が手続転換を申請する更生の場合にのみ適用され、債権者が債務者の更生を直接に申請することは許されない。「企業倒産法」に規定された更生手続については、債権者と債務者のいずれも直接に更生を申請することができる。なお、債務者が倒産清算の申請を受理されたものの、法により倒産を宣告される前に、出資額が債務者の登録資本の10分の1以上を占めた出資者も、倒産清算から更生に転換するよう法院に手続の転換を申請することができる。

(2)申請する前の手続として、関係機関の指導があるか否かに違いがある。中国は専門的な倒産管理機構を設立しておらず、深セン法院は、個人倒産条例の実施を契機として、政府による倒産事務管理部門の設立を推進し、主に個人倒産管財人の管理、倒産情報登録及び情報公開制度の実施、倒産事務のコンサルティング及び援助サービスの提供、政府部門による個人倒産事務処理の協調メカニズムの構築及び健全化等の仕事を担当している。現在の段階において、債権者又は債務者が人民法院に個人倒産を申請する場合、いずれも深セン市倒産事務管理署が組織する面談指導を完了する必要がある、取得した指導証明書を個人倒産申請の必須資料の一つとし、面談指導の段階において倒産申請条件に該当せず、倒産の名目で債務を回避する疑いのある申請者を倒産手続から除外する。これに対し、企業の倒産更生手続において企業が更生を申請する場合に、関連指導に参加する必要があるとの規定は存在しない。

(3)適用主体と提出資料に相違がある。個人が更生を申請することは、将来に期待できる収入のある債務者に適用され、かつ更生の実現性の報告又は更生計画案を提出しなければならず、企業更生の場合に、当該要件は存在しない。

更生手続における更生計画案の認可の観点からは、「深セン経済特区個人倒産条例」と「企業倒産法」の規定には主に次のような違いがある。

(1)更生計画案の提出期限に違いがある。個人倒産更生手続で規定される更生期間は、

企業更生よりもはるかに短い。個人倒産更生案件において、債務者又は管財人は、法院が債務者更生の受理を決定した日より30日以内に法院及び債権者会議に更生計画案を提出しなければならない、正当な理由があり前述の30日以内に提出できない場合には、法院の許可を得た後に、30日延期して提出することができる。企業更生の案件において、更生計画案の提出期限は、法院が債務者の更生受理を裁定した日より6か月以内とし、正当な理由があり前述の6か月以内に提出できない場合、法院の許可を得た後に、3か月延期して提出することができる。

(2)更生計画案の承認基準に違いがある。個人更生案件において、更生計画案は、企業倒産における通常の債権分類に対する弁済、更生計画の執行期限、弁済率が倒産清算状態における弁済率を下回らない等の規定及び制限を満たす必要があるほか、更生計画の実行期間が5年を超えず、各債務の弁済間隔が3か月を超えない（但し、債務者及びその扶養者の居住する住宅につき、弁済が未完了の住宅担保ローンがある場合、債務者と抵当権者との間で、当該住宅ローンの弁済期間や方法等について、住宅担保ローンの合意をすることができ、この制限を受けない。）などの条件も設けている。

(3)更生計画の議決グループと弁済の順序に違いがある。企業更生と異なり、個人倒産更生には、債務者が滞納している未払いの養育費〔抚养费〕、扶養費〔贍養費〕、扶養費〔抚养费〕、人身賠償部分に属する損害賠償金などの債権グループを増設し、その弁済順位が労働債権と税金債権の前に位置し、優先債権に該当する。また、違法又は犯罪行為により支払う罰金類債権は、企業倒産手続において倒産債権に該当しないものの、個人更生においては税金債権と同様なグループとなり議決を行い、その弁済の順序は一般債権の後に位置する。

【質問7】貴国には個人を対象とする倒産手続はあるか？もしあれば、会社倒産手続と個人倒産手続との間にどのような違いはあるか。

回答提案：同様に、現在に中国では国家立法レベルの個人倒産手続が存在しない。深セン経済特区では、地方人民代表大会により可決された「深セン経済特区個人倒産条例」が施行されている。その中で、個人倒産清算手続について特に章と節を設けて規定を行っている。

然し、立法理念及び司法政策は個人の更生、和解手続の適用を誘導及び奨励し、清算は比較的厳しい制限を受けており、司法実務において受理及び審理された個人倒産清算案件は比較的少ない。「企業倒産法」と「深セン経済特区個人倒産条例」を結合して見れば、会社倒産手続と個人倒産手続とは主に次のような違いがある。

第一に、債権者は個人債務者の倒産清算を申請した場合、債権額の制限はあるが、債権者が企業倒産を申請した場合、債権額の制限はない。

「深セン経済特区個人倒産条例」では、債務者が期限到来済みの債務を弁済することができない場合、債務者に対して50万元以上の期限到来済み債権を単独または共同で有する債権者は、人民法院に倒産申請を提出し、債務者の倒産清算を申請することができる」と規定されている。債権者が単独又は共同で債務者に対して50万元以上の期限到来済み債権を有することは、個人債務者の倒産清算を申請する重要な前提条件である。但し、債権者が企業に対して倒産を申請する場合、債権額の制限はなく、債権者は企業に対して適法の期限到来済み、かつ、未払いの債権を有すれば十分であり、債権額の規模を問わない。

第二に、「深セン経済特区個人倒産条例」は財産免除制度と免責考察期間を確立している。それに対して、「企業倒産法」において財産免除と免責考察期間の問題は存在せず、企業的全財産ですべての債務を弁済しなければならない。

免除財産とは、債務者及びその扶養者の基本的な生活及び権利を保障するために、留保される財産である。「深セン経済特区個人倒産条例」は、アメリカ、イギリスなどの慣行を参考にして、財産の種類と上限額を規定するモデルを採用した。財産免除制度は、債務者が法定の範囲内で債務の弁済に用いられない一部の財産を留保することを許可し、倒産者とその家族に基本的な生活、仕事及び権利の保障を提供する。「深セン経済特区個人倒産条例」の規定により、債務者の免除財産類型には、主に債務者及びその扶養者の必要な生活を保障する財産、債務者の職業発展に必要な財産、特殊記念物を含むが、現金価値のある人身保険、栄誉関連物品、専属の人身保障関連財産、社会保険金、最低生活保障金及びその他法律の規定又は公序良俗に基づき債務の弁済に用いるべきでない財産は含まれない。但し、前述の財産の価値が比較的大きく、債務弁済に用いられないと明らかに公平の原則に違反する場合は、免責財産として認められない。また、栄誉関連物品と専属の人身保護財産を除き、免

除された財産の累計額は20万人民元を超えてはならない。実務上は、通常に債務者が自ら免責財産の範囲とそれに対応する価額を申告し、管財人が意見を出して債権者会議に提出して議決する。免責財産リストは債権者会議により可決された後に、裁判所が裁定した上で確認し、債権者会議に否決された場合に、法院が裁定する。

「深セン経済特区個人倒産条例」により確立された免責考察制度、考察期間は法院が債務者の倒産を宣告した日より3年とし、考察期間において、債務者は人民法院が公布した行為制限の決定に定められた義務を引き続き履行し、かつ条例に規定された債務者のその他の義務を履行しなければならない、規定に違反した場合に、人民法院は調査期間の延長を決定することができる。然し、延長期間は2年を超えてはならない。考察期間が満了した場合、債務者は未返済債務の免除に関する裁定を法院に対して申請することができる。なお、条例は債務者が期限前の返済を奨励し、即ち、債務者が自主的に残りの債務を弁済し、かつ一定の割合に達した場合には、考察期間を早期に終了させることができる。

第三に、「深セン経済特区個人倒産条例」は、倒産事務管理機構が倒産行政管理機能を行
使することを規定しており、「四位一体」の倒産手続構造を形成している。それに対して、
企業の倒産手続において倒産事務管理機構のメカニズムはまだ確立されていない。

「深セン経済特区個人倒産条例」では、深セン市人民政府が指定した業務部門又は専門機構が倒産行政管理機能を行使すると規定されている。「深セン経済特区個人倒産条例」が施行された2021年3月1日に、全国初の倒産事務管理機関である深セン市倒産事務管理署が設立された。

専門的な倒産管理機関の設立は、倒産審判権及び倒産事務行政管理権の分離の担い手を提供した。倒産事務管理署の機構設置により、法院裁判、政府管理、管理人執行及び公衆監督という「四位一体」の現代的な倒産手続モデルが構築され、倒産手続における各機能の役割の位置づけは再構築された。即ち、法院は倒産裁判を担当し、倒産事務管理機構は倒産事務の監督管理に責任を負い、管財人は個々の案件において具体的な事務と手続推進を担当し、公衆は倒産情報公開制度を通じて広範な監督を実現し、倒産の処理体系は集約化、専門化、現代化の流れへ移行している。それに対して、企業の倒産手続において倒産事務管理機構がまだ設立されておらず、倒産の処理において生じた社会問題について、主に法院と政府が連

動する府院連動メカニズムを採用して解決している。

第四に、行為制限について、個人倒産手続と企業倒産とは大きな違いがある。

倒産手続に入った債務者の関連行為に対して制限を行うことは、国際的な慣行である。即ち、債務者が個人倒産を通じて債務免責を受けると同時に、消費や職業資格などに関連する行為も制限を受けている。「深セン経済特区個人倒産条例」は、中国の国情を結合して、主に次の3つの方面から債務者の行為を制限している。

(1)消費行為制限。主に交通機関（飛行機のビジネスクラスまたはファーストクラス、列車の一等寝台、汽船の二等以上の船室、高速鉄道及びその他の高速列車の一等以上の座席を選択してはならない）、消費場所、不動産及び自動車の購入、不動産の内装、子女の料金が高い私立学校、高級オフィスの賃貸、保険・理財など生活又は仕事に必須でない消費を含む。

(2)就職資格の制限。当該制限は倒産清算手続に適用されている。主に、債務者が上場会社、非上場公開会社及び金融機関の取締役、監事及び高級管理職に就任してはならないと表現されている。

(3)その他の行為制限。主に管理人と法院の調査への協力、出国制限、借入金の声明などの点を含む。

倒産手続に入った企業について、その法定代表者等の関係者は、倒産清算に協力する義務を負い、かつ倒産手続が完了するまでに、就職資格においてその他の企業取締役、監事及び高級管理職に就任してはならず、人民法院の許可を得ずに住所地を離れてはならない等、一定の行為制限が存在している。

[質問8]貴国では、取締役Bは、A社のために負担した保証債務が免除される可能性はあるか。

回答提案：取締役BはA社の債務の連帯保証人として、債権者はA社の更生後にA社の更生計画に基づき弁済を受けてなかった部分について、取締役Bに対して求償する権利を有する。取締役Bは、A社の更生計画に基づき債務を全額弁済することができた場合、または債権者

が保証責任を免除することを承認した場合に限り、保証責任を負わないことができ、その他の責任免除のメカニズムは存在していない。

【質問9】 代表取締役Bが責任を免除された場合、会社の取締役などの特定の職務を担当する資格を失うことになるか。

回答提案： 中国では当面で企業取締役の連帯保証責任を免除する制度が存在しておらず、企業取締役又は高級管理職の身分は保証責任の負担の有無と直接関係がない。「中華人民共和国会社法」の規定により、倒産清算を行った会社又は企業の取締役又は工場長、総経理は、当該企業の倒産に対して個人的責任を負う場合に、当該会社の倒産清算が完了した日より3年以内に、企業の取締役、監事及び高級管理職に就任することはできない。従って、倒産した企業の取締役個人が企業の倒産に責任を負う場合に限り、その就職資格が一定の制限を受けることになる。

以上